## 問X-2-① (土地等の相当規模の資産を保有している法人)

土地等の相当規模の資産を保有している法人ですが、毎年特段の収入がなく、事業を行う財源がないため公益目的支出計画を作成する目処が立ちません。どのようにすればいいですか。

## 答

- 1 法人が保有している土地等の資産について、当該法人がその資産を保有・管理していることそのものが、仮に現在の主務官庁によって公益に関する事業と認められるのであれば、その資産に係る固定資産税の支出も公益目的支出計画の内容とすることができます。現行の資産の保有(管理)が公益に関する事業と認められるかどうかについて、主務官庁とご相談ください。
- 2 また、その結果として、公益目的支出計画の計画期間が長期になることも差し支えありません。

## 【参照すべきガイドラインの抜粋等】

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めることもあり得る。